

共済おおさか

令和6年4月
223号

大阪支部 LINE お友だち募集中!!

「気づいてよかった!」「知ってお得!」な情報をお届け♪

- ☑ 人間ドックWeb申込サイト・健康づくりセミナーのご案内
- ☑ 育児休業手当金や傷病手当金、高額療養費などの短期給付にかかる手続きのご案内
- ☑ 被扶養者認定要件にかかるお知らせ・広報誌発行のお知らせ
- ☑ ホテルアウィーナ大阪・花のいえ のお得なプラン

友だち追加
はこちらから👉



LINEのID検索からも追加できます♪

@079vocuz

検索



様式集や
支部HPへの
アクセスも簡単!

も く じ

- 02 **こころのホットサロン** — 新年度を迎えて —
- 04 健診(人間ドック)事業第1期のWeb申込み受付中!!
「令和6年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を全組合員にお届けします!
- 05 宿泊及び会食補助事業の一部変更について
メンタルヘルス事業(相談・研修など)のご案内
- 06 組合員証等の交付手続きをお忘れなく!
組合員の資格取得手続きの方法
- 07 被扶養者の認定手続きの方法
- 08 組合員の異動に関する手続きの方法
- 09 マイナンバーカードの利用範囲が広がっています
福祉保険制度のご案内
- 10 扶養認定の取消要件に該当していませんか?
- 11 貸付制度のご紹介
- 12 一般組合員・短期組合員とは
任用形態によって適用される社会保険制度が異なります

- 13 組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合
市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった方へ
- 14 令和6年度から掛金率が変わります
産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です
- 15 育児休業から復職した方は、申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます
- 16 障害厚生年金について
- 17 老齢年金の支給停止について
福岡支部宿泊所 小倉リーセントホテルからのご案内
- 18 特定健診の「受診券」を7月または10月頃にお送りします!
組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業
- 19 アウィーナ大阪からのお知らせ
- 20 花のいえからのお知らせ

支部ホームページ
(共済おおさかも掲載!)



アクセス!

「教職員のための
共済のしおり」
R6年4月更新版は



こちらから♪

より
編集者

今年度も、共済組合はみなさまの健やかな生活とご活躍を応援してまいります! 4月にパンフレット「公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を配布しますので、ぜひ事業の概要をチェックしていただき、人間ドック申込や手当金請求時等にご活用ください。
新規採用教職員の方や異動された方など環境が変わった組合員さんも多いことと思います。環境が変わるときはストレスがかかり心身不調になりやすいため、コラム「こころのホットサロン」(P.2-3)を参考に、自律神経の働きに目を向けて、ご自身の状態を整えましょう。お気軽にメンタルヘルス相談をご利用ください。(P.5)最後に、前号にて広報にかかるアンケートにご回答くださった方、ご協力ありがとうございました。みなさまからのご意見を参考に、今後も分かりやすい情報発信をしていけるよう努力してまいります。

こころのホットサロン

—新年度を迎えて—

4月、暖かい日差しのもと、新年度が始まりました。
新しい環境や新しい仲間との出会いもあり、心機一転「さあ、頑張るぞ!」という気持ちが高まっている方も多いかもしれません。
ただ、これからの1年間を心身ともに健康な状態で乗り切るためには、焦らないことが肝心です。「上手くやらないと」「迷惑かけないようにしなくては」と、最初から完成形を目指してフルスピードで走る必要はありません。まずは助走から、ぼちぼち進んでいきたいものです。

そこで、今回はオンとオフの切り替えに必要な自律神経の働きについてお話します。



頭痛・肩こり 動悸や息切れ

この時期、
こんな症状は
ないでしょうか？



胃痛や下痢・便秘 イライラや不安

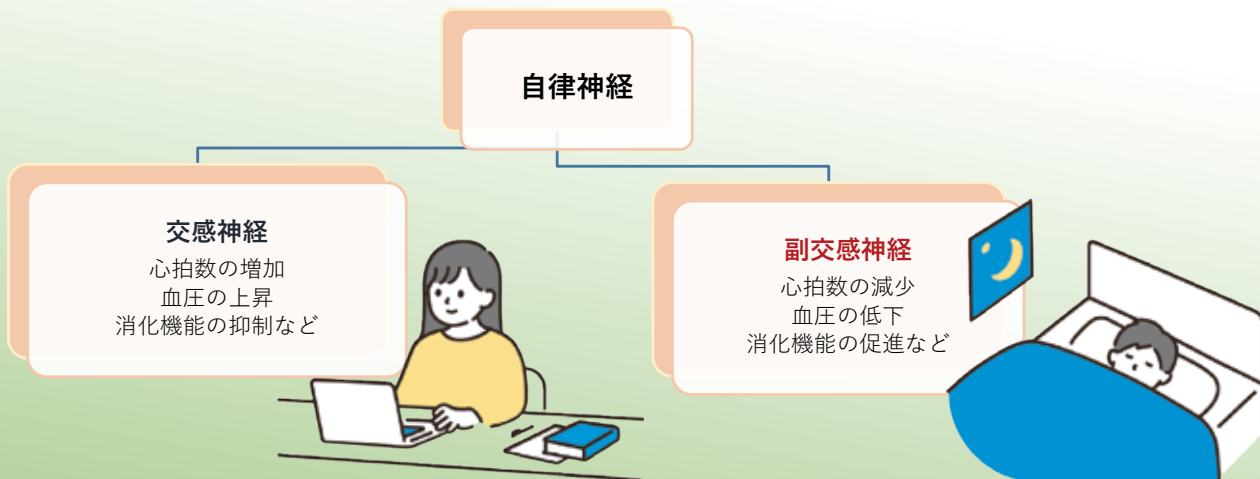
このような症状は、ストレスからくる自律神経のバランスの乱れによって起こることが多いようです。では、自律神経とはなんでしょう？

自律神経（交感神経と副交感神経）とは？

自律神経は、私たちの体の中にある神経系の一部で、自分の意志とは関係なく働き、呼吸、血液の循環、体温調節、消化、排せつなどの機能をコントロールしています。

自律神経には、交感神経と副交感神経の2種類があります。交感神経は、起きている時や緊張している時に優位になり、日中活発に活動できるように働き、より危機に直面した時には、“戦うか逃げるか”の状態になって身を守るように機能します。一方、副交感神経は、夜寝ている時やリラックスしている時に優位になり、休息・修復のために機能します。

自律神経のバランスを保つには、生活リズムを整え、睡眠時間を確保することが大切です。朝の光を浴びることや、朝食をとることで交感神経が働き始め、夜は部屋の照明を暗めにすることや、ぬるめのお風呂につかることで副交感神経が働きやすくなります。

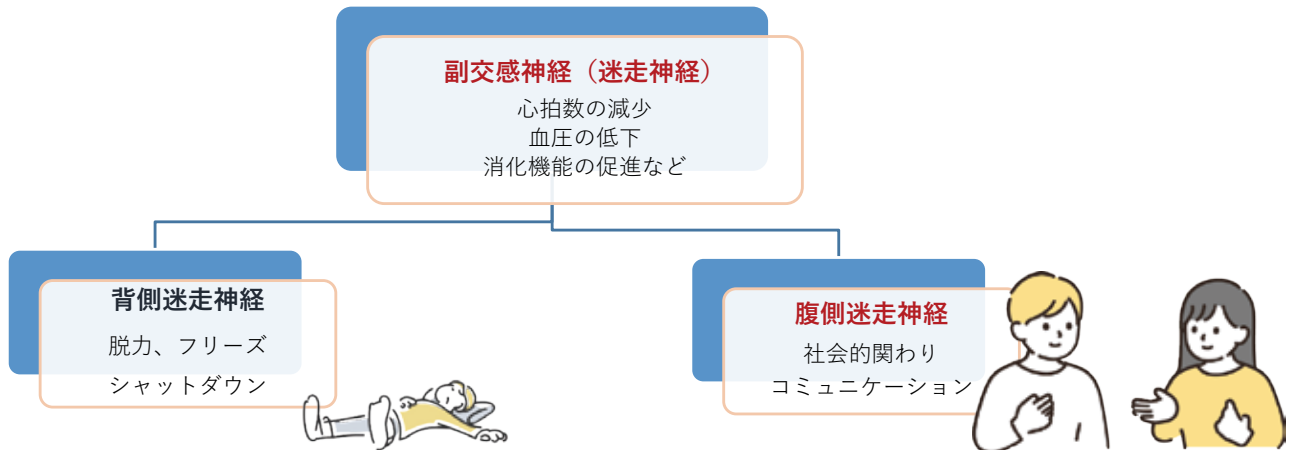


副交感神経の2つの機能

副交感神経の8割を占めるのが迷走神経と呼ばれる神経で、近年、この迷走神経に2つの種類があることが分かってきました。1つは、副交感神経のうち、進化的に古い起源をもつ神経（「背側迷走神経」）で、危機に抵抗することが難しくなった状況で、脱力状態になったり、フリーズ（動かない）反応を来すように作動することが知られています。

そして、もう1つ、人などの社会的行動をとる哺乳類には、進化によって獲得してきた新しい神経（「腹側迷走神経」）があって、危機的な状況に瀕した時に、社会的な関わりによって他者から援助を受けたり、互いに協力し合ったりするように作動することが分かってきました。

辛い状況になった時、ひとりで静かに休むことに加えて、安全・安心が感じられるものに触れて、コミュニケーションを取ることで心身の状態が整えられるということが神経生理学の研究からも分かっています。



腹側迷走神経の働きを高めるために

「腹側迷走神経」は、安全・安心の感覚を得ることで作動します。安心できる人の表情や声のトーンに触れることで、腹側迷走神経が活性化し、人と関わろうとする行動につながります。

安全・安心の感覚を得るのは、人でなくてもいいようです。

たとえば・・

ゆっくり呼吸する、ゆっくり歩く、ゆっくり話す
顔や肩のエクササイズ、こころを落ち着かせるアロマの香り
静かな曲を聴く、自然に触れる、ペットやぬいぐるみと遊ぶ
やわらかい毛布に包まる、温かい飲み物を飲む



(参考図書：ポリヴェーガル理論入門 ステファン・W・ポージェス)

疲れた時は、ゆっくり休養することが大切です。
そして、少し動けそうになったら、
こころがホッとするための身近な資源を活用しましょう。
私たちは、そうして回復していく機能を持っているようです。

自分だけでは上手く回復できないと思う時は、
早めに身近な人や専門家に相談しましょう！



大阪メンタルヘルス総合センター (OMC) 近畿中央病院内
メンタルヘルス相談受付、各種事業のお問い合わせ・お申込み

こころ はなやぐ
0120-556-879 **無料** 平日：9時～17時15分



申込対象者（現職組合員）

第1期：令和6年4月1日時点で引き続き3ヶ月以上の大阪支部の組合員期間を有する方

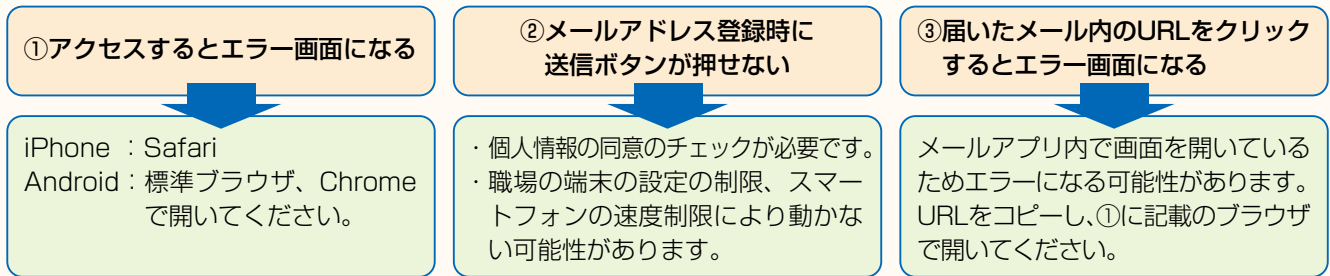
（一般組合員から短期組合員等への種別の変更又は番号の変更があっても、大阪支部の組合員資格が令和6年1月1日以降に途切れていない方）

第2期：令和6年1月1日から令和6年9月30日の間に新たに大阪支部の組合員資格を取得した方
（この期間に他支部や他共済等から転入された場合も含む。）

- ※ 配偶者健診の第1期の対象は令和6年4月1日時点で被扶養者の認定手続きが完了している現職組合員の配偶者です。
- ※ 任意継続組合員の申込対象は、任意継続組合員の資格取得日が令和6年4月1日以前である組合員本人です。
任意継続組合員は原則、第2期の申込みはありません。
- ※ **対象ではない申込期間に申込みした場合は落選扱いになります。**
- ※ 申込みできる健診種別は1人1つのみです。

健診種別	申込時期	受診期間	自己負担額(税込)	対象者	年度末年齢	備考
半日ドック	第1期 4/1(月)	第1期 7月	5,000円	現職組合員	全員	事業の詳細およびWeb申込みについては、 支部ホームページ または所属所に送付する 通知文 をご確認ください。(通知文は送付と併せて支部ホームページの組合員専用ページに掲載します。) 申込期間外の受付はできません。 追加募集やキャンセル待ちはありません。
			16,000円	任意継続組合員		
器官別検診 脳ドック	}	}	10,000円	現職組合員	40歳以上	
			2,000円	現職組合員 (女性のみ)	39歳以下	
女性検診	第2期 9/17(火)	第2期 12月	3,000円		40～49歳	
			2,000円		50歳以上	
配偶者健診 (半日ドック)	}	}	16,000円	現職組合員の 被扶養配偶者	40歳以上	

◆Web申込みでエラーが出たら



◆申込内容確認画面をチェック！！

組合員証番号10桁は正しく入力していますか？

➡職員番号とは異なります。組合員証と必ず照合してください。

所属所は勤務先（学校名）を選択していますか？

➡選択した所属所に受診票等が届きますのでご注意ください。

申込みできる健診種別は1人1つのみです！

➡複数申込みした場合は最後に申込みした内容が有効です。

1つのメールアドレスで複数人の申込みはできません！

➡同じメールアドレスで複数人の申込みをした場合、最後に申込みした人のみ有効です。ただし、組合員の申込みとその被扶養配偶者の配偶者健診を申込みの場合は1つのメールアドレスで申込可能です。

「令和6年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を全組合員にお届けします！

大阪支部の各種給付や福祉事業の概要をまとめたパンフレットを、**年度当初に各所属あてに組合員部数配布**します。組合員及びその扶養家族の健康や福利厚生にお役立てください。福祉事業の詳細は支部ホームページ「厚生サービスを利用する」をご確認ください。

健診(人間ドック)事業や各種講座については、その都度所属所に募集通知を送付し、併せて支部ホームページでご案内します。

注：福祉事業は、現職の組合員資格がある方のみご利用いただけます。



宿泊及び会食補助事業の一部変更について

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

*** 令和6年度より「宿泊の補助額」、「宿泊及び会食の補助回数」が変わります !!**

(宿泊及び会食補助事業について、任意継続組合員は利用できません。)

(1) 宿泊利用補助 (アウリーナ大阪、花のいえ、その他対象施設)

対象者	組合員及び被扶養者 (小学生以上)
補助額 (*)	組合員、被扶養者一律 1人1泊6,000(税抜)円以上の場合、3,000円を補助 1人1泊4,000(税抜)円以上の場合、2,000円を補助
補助回数 (*)	1年度内で12回【3,000円、2,000円の補助券あわせて12回となります。】 ○組合員、被扶養者あわせて上記回数まで
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ利用者分の組合員証 (被扶養者証) を提示のうえ、補助券を提出

(2) 会食利用補助 (アウリーナ大阪、花のいえ)

対象者	組合員及び3親等以内の親族 ※組合員又は被扶養者を必ず伴う会食
補助額	1人5,000(税込)円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円を補助
補助回数 (*)	1年度内で、組合員1人につき12人分補助 ○補助券は組合員1人につき、12枚まで出力可能
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

注意 令和6年度にご利用予定の補助券は、令和6年4月1日以降に発券してください!!

メンタルヘルス事業(相談・研修など)のご案内

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター (OMC) では、組合員・被扶養者の皆様のメンタルヘルスケアにご利用いただける様々な事業を実施しています。

メンタルヘルス相談

対面・オンライン (Zoom) による相談

- ・セルフケア：対象者：組合員、被扶養者
(ご自身のこころの健康に関する相談)
- ・ラインケア：対象者：管理職の方
(職場環境や職員対応に関する相談)

相談日時 月曜日～土曜日 9時～17時
(年末年始・祝祭日を除く)

※事前予約制、プライバシーは厳守されます。

相談場所 近畿中央病院 (月～金)、
ホテルアウリーナ大阪 (水 (午後のみ)・土)

職場研修支援

講師派遣

所属所や安全衛生委員会等で開催されるメンタルヘルス研修への講師派遣 (オンラインも可) を行います。

eラーニング研修

PCやスマートフォンから受講できるeラーニング研修を提供します。

※講師派遣、eラーニングいずれも組合員10名以上の参加が必要

復職支援講座

こころのホッとステップ講座・復職後支援講座

精神疾患で休業中の方・復職直後の方を対象とした支援講座を実施します。(4～7月)

詳細については、下記問い合わせ先又は所属所長あて通知等によりご確認ください。

公立学校共済組合大阪支部
大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)
(近畿中央病院内に設置)

0120-556-879
月曜日～金曜日 9:00～17:15



共済おおさか

令和6年4月223号

組合員証等の交付手続きをお忘れなく！

資格 担当
☎06-6941-3164

組合員としての資格を取得したときは、所属所等を通じて組合員資格取得届出の手続きを行い、「組合員証」（保険証）の交付を受けてください。なお、手続方法は下記を必ずご確認ください。

組合員の資格取得手続きの方法

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

- (1) 総務事務システム（SSC）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方は、SSCの「各種給付」口座を登録し、「組合員資格取得届出」入力が必要です。入力方法は、**正規職員は青の矢印**を、**任期付職員・臨時的任用職員は赤の矢印**を確認ください。

- (2) 府立学校の非常勤職員（府立高等学校、府立支援学校の方）大阪府教育庁の非常勤職員

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）
③組合員個人番号報告書 を送付します。



到着後、①・②の内容を確認し③を提出してください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。

B 府立学校以外の教職員の場合

- (1) 府費・大阪市費・堺市費負担の教職員、任期付職員・臨時的任用職員・非常勤職員の場合（主に市町村立の小中学校、大阪市の小中学校・幼稚園、堺市の小中高等学校・幼稚園所属の方）
大阪公立大学の職員の場合、政令市以外の市費負担職員で事業主からデータ提供がある場合

支部から所属所あてに
①組合員証・②登録確認通知書（印字有）
③組合員個人番号報告書 を送付します。



到着後、①・②の内容を確認し③を提出してください。
組合員証に修正が必要な場合、②に**朱書き**で修正のうえ、①と併せて提出ください。



(2) 政令市以外の市費負担職員で事業主からのデータでの提供がない場合

各所属所で①組合員資格取得届書を作成し、
②組合員個人番号報告書、③年金加入期間報告書に**根拠書類(※)**を添え、資格担当宛てに提出ください。③は任期付職員のみ必要となります。



各書類の提出後に処理を進めます。
処理の完了後、所属所宛てに組合員証を送付します。

(※) 正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し
非常勤職員の場合：任用通知書の写し(社会保険適用の有無・通勤時間等の記載が必要です。)

被扶養者の認定手続きの方法（事由の生じた日から30日以内に必ず手続きしてください！）

注意

組合員に被扶養者がいる場合は、組合員証受取後に、被扶養者申請手続きを行ってください。
組合員の資格取得手続きが完了していないと、「被扶養者証」（被扶養者の保険証）を発行することができませんのでご注意ください。

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

被扶養者の要件を満たす場合、SSCより「被扶養者申告」を**事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に入力**ください。30日を過ぎると、遡りができず、SSC入力日の認定となる場合があります。



SSCの入力と必要書類を提出ください。

◇書類提出先
府立学校教職員→
学校総務サービス課
大阪府教育庁職員→
総務サービス課



資格担当で審査の後、被扶養者証を所属所あてに送付します。

B A以外の教職員の場合

被扶養者の要件を満たす場合、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて、**扶養の事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に所属所長が受理し、その受理日から30日以内に資格担当へ提出**ください。被扶養者の申請が30日を過ぎると、事実発生日に遡って認定できません。

被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。



資格担当で審査の後、被扶養者証を所属所あてに送付します。



事実発生日から認定できない場合、認定日までの間に無保険期間が発生することとなり、この間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

被扶養者の必要書類のダウンロードはこちらから

HP → 手続きナビ → 「様式集」
→ 「組合員資格等関係の様式【2】認定書類一覧表」



組合員の異動に関する手続きの方法

(1) 大阪支部内で組合員が異動した場合、下記の手続きが必要です。

区 分		転 出 側			
		大阪府費負担教職員 (豊能地区を含む)	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員	政令市を除く市費負担 及び公立大学法人等の 教職員
転 入 側	大阪府費負担教職員 (豊能地区を含む)	×	○	○	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員	○	○	○	○

ア 上記、○印（異なる区分）の異動は、下記の書類を提出してください。

■転入側の所属所

原則、組合員証の番号を変更します。番号が変更になる場合は、変更後の組合員証を転入先（異動後）の所属所へ送付します（証送付の流れについては前掲の資格取得手続きを参照してください）。

【必要書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

■転出側の所属所

【必要書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

イ 上記×印がついている区分の場合、原則手続きは不要です。

(2) 組合員が資格を喪失した場合、下記の手続きが必要です。下表を参考に、所属所を通じて「組合員証」等(注)を共済組合に返納してください。

(注) 「組合員証」等とは「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」のことをいいます。

必要書類		異動事由	退 職 死亡退職	他の共済組合への転出	他都道府県公立学校 (他支部) への転出
資 格 関 係	◎「組合員異動報告書」		○	○	○
	組合員証等		○ ◎「資格喪失証明書交付申請書」または◎「任意継続組合員申出書」に添えて、返却してください。		大阪支部 または 転出先の支部へ返却

- (注1) ・ 定年退職から引き続き再任用フルタイム・週20時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格が継続するため、組合員証等の返却は不要です。
 ・ その他、資格喪失・継続の考え方については「共済おおさか223号（令和5年12月）」を参照してください。
- (注2) ・ 組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続きのため「資格喪失証明書」が必要な場合は◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を添えて提出してください。ご自宅宛てに「資格喪失証明書」を送付いたします。





組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も同時に資格を喪失します。資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示しての診療は受けないようお願いします。
誤って使用された場合、後日医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

◎は支部所定の様式です。ダウンロードはこちらから

HP → 手続きナビ → 「様式集」 → 「組合員資格等関係の様式」



マイナンバーカードの利用範囲が広がっています

マイナンバーカードの健康保険証としての利用(注)や公金受取口座登録制度の開始など、日常生活におけるマイナンバーカードの利用範囲が広がっています。詳しくは、下記ホームページよりご確認ください。

(注)事前にマイナポータルでマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が必要となります。

HP → マイナンバーカードコーナー



令和6年12月に健康保険証(組合員証)の廃止が予定されています。
詳細が明らかになりましたら改めてお知らせいたします。

福祉保険制度

「福祉保険制度」は、長期給付(公的年金)および短期給付(健康保険)を補完するための公立学校共済組合独自の制度です。ご自身で必要と思われる保障を選択していただくことにより、皆さまの生活に安心を提供します。

長期給付事業
(公的年金の補完)



ファミリー年金

死亡した場合、ご遺族に対して死亡保険金をお支払いします。
老齢厚生年金と遺族厚生年金の差額(約1/4相当)に当たる部分を補完します。

短期給付事業
(健康保険の補完)



傷病休職給付金

病気やケガで働けなくなった場合、保険金が支払われ、収入が減少する部分を補完することができます。



入院費用給付金

病気やケガで入院した場合、保険金が支払われ、医療費の自己負担部分を補完することができます。



特定疾病給付金

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)時に、闘病資金を確保することができます。
特定疾病給付金(主契約)に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約を付加することで、特定疾病に加え、保障範囲を7大疾病に拡大、また、上皮内新生物の保障を加えて厚くすることができます。

福祉事業
の補完



元気づくりサービスコース

心身の健康増進と生活習慣病予防のための、各種サービスを受けることができます。

福祉保険制度は退職(組合員資格喪失)後も継続可能です(傷病休職給付金を除く)。手続き資料は、6月~7月頃所属所宛てに送付予定です。
制度内容の詳細は、公立学校共済組合ホームページ(福祉保険制度専用ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。

2023.02



扶養認定の取消要件に該当していませんか？

資格担当
☎06-6941-3164

「令和5年度 被扶養者に係る資格の確認調査」において、事実発生に遡って認定取消となる対象者が多数ありました。

認定取消となる主な事例とその手続きに必要な書類は下表のとおりです。

収入超過、別居に伴い組合員と生計維持関係がなくなる場合などは、下表または支部ホームページを参考に扶養認定の取消要件に該当していないかご確認ください。

被扶養者の認定取消となる代表的な事例と必要書類

事 例	取消年月日	必要書類
就職により、健康保険の被保険者となった	就職日	<ul style="list-style-type: none"> ・加入した保険組合の「健康保険証」の写し（身分証明書、在職証明書は不可） <p>※就職期間の長短にかかわらず、認定を取消します。</p>
アルバイトやパートによる給与収入が130万円を超過した（注）【◆】	雇用日 又は 共済組合が超過したと判断した日	<ul style="list-style-type: none"> ・「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 ・必要に応じて、所得（課税・非課税）証明書 <p>※雇用された時点で年間の収入額が130万円以上【◆】になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。</p>
公的年金等の受給による年金額が130万円を超過した【◆】	年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された発行日の7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金額がわかる通知書の写し（年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し） <p>※公的年金（遺族、障害、共済、厚生、国民、恩給、扶助料 等）及び個人年金 ※遺族年金・障害年金は非課税ですが、恒常的な収入に含まれます。 ※個人年金は、税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく、年間の支給額をもって恒常的な所得の額とみなしますので、ご注意ください。</p>
事業の収入（不動産・株・農業を含む）がある（年間130万円以上）【◆】	確定申告日	<ul style="list-style-type: none"> ・「確定申告書控」の写し ・「収支内訳書」の写しまたは「損益計算書」の写し <p>共済組合が認める必要経費は、所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。</p>

（注）アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者の場合

勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、月々の所得が認定限度額108,334円（130万円÷12月）を超過した月から4か月連続で月収が108,334円を超えたとき、4か月目の初日を取消日として認定を取消します。

ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、12か月間の収入額が130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

【◆】被扶養者が、以下①又は②に該当する場合は、年額130万円を180万円に読み替えてください。

- ①障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
- ②60歳以上

被扶養者の認定取消の詳細についてはこちらから

HP

- 大阪支部について → 「刊行物」
- 「教職員のための共済のしおり」
- 「Ⅱ 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き」



認定取消後国民健康保険等に加入の場合は、資格喪失証明書の交付依頼を！

HP

- 手続きナビ → 「様式集」
- 組合員資格等関係の様式【1】内「資格喪失証明書交付申請書」



遡及して認定取消となった場合

取消日以降の医療費は全額自己負担となります。

共済組合が負担した医療給付金（総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り7割もしくは、8割分）を全額返還していただきます。手続が遅れると返還額が高額になる場合もあります。

日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

配偶者の場合は、国民年金第3号の資格も喪失しますので、特にご注意ください。



貸付制度のご紹介

貸付 担当
☎06-6941-2865

組合員の皆さまを資金面でサポートするため、**貸付制度**をご用意しています。
臨時に資金が必要となったときは、**一般、住宅関連、教育、医療**など目的に応じた貸付けをご利用いただけます。

利率 年利 **1.32%**※

手数料・担保は不要です。

※令和6年4月現在の利率(変動制)です。なお、利率には、保証料率(年0.06%)を含んでいます。



貸付事業キャラクター
おたすけロ

- 貸付けをご利用いただくには、申込をする月を含めて引き続いて**組合員期間が6か月以上必要**です（4月1日資格取得の場合、9月1日以降申込み可能）。また、**生活費の補填**や**借金の返済**等にはご利用いただけません。
- 再任用組合員等（臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など）の任期を定めて任用される職員は、**発令されている任期の範囲内で返済可能な金額・償還回数が上限となる特別貸付**のみご利用いただけます。
- 申込書類については、所属所でご確認いただき、必要書類等持参のうえ、**本人が窓口**でお申し込みください。スケジュールは、毎月**10日申込締切**、その月の**26日送金**です（いずれも土日祝日に当たる場合は繰上げ）。

～定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ～

◎地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、給料月額が7割水準となりますが、**償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます**ので、ご留意ください。

貸付種別ごとの限度額や必要書類など、詳細についてはこちらから

HP → [こんなときガイド](#) → [資金を必要とするとき](#)



一般組合員・短期組合員とは

任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。



一般組合員は、**健康保険と年金の両方**とも公立学校共済組合に加入

短期組合員は、**健康保険のみ**公立学校共済組合に加入し、年金は日本年金機構（一般厚生年金）に加入

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム非常勤職員（12月超）※2	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合
短期組合員	臨時的任用職員、再任用短時間職員（週20H以上）、パートタイム非常勤職員 ※1、フルタイム非常勤職員（12月以下）※2	日本年金機構 (一般厚生年金)	

※1 非常勤職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。

※2 フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き12月を超えた場合は、13月日の初日から当共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。

組合員種別が切り替えになる（一般組合員↔短期組合員）際の手続きについてはこちらから

HP

検索

→ 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き

→ 組合員に関する手続き → 異動・組合員種別変更の手続き



Q 掛金や給付内容は違うの？

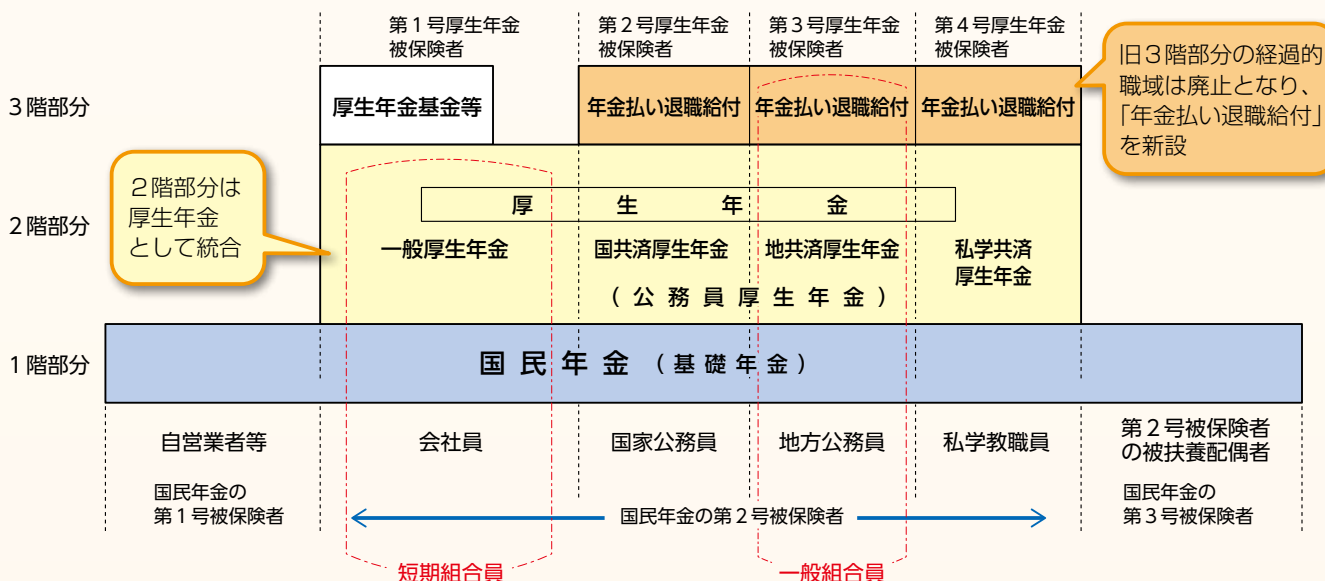


A 一般組合員と短期組合員では、健康保険、厚生サービスに違いはありませんが年金のみ一部違いがあります。

短期組合員の方は、公務員厚生年金でなく一般厚生年金の加入ですので、公務員独自の年金部分（3階部分）である「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の加入はなく、その掛金の徴収がありません。

厚生年金（2階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金とも掛金率、支給要件、支給内容に違いはありません。

【年金イメージ図】被用者年金一元化後（平成27年10月～）



在職中に受給する年金額については、P.17をご覧ください。



組合員証(保険証)を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員証等がまだ発行されていないときや忘れたときに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費（保険適用分）の7割もしくは8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法

◇「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へご請求ください。

- ①「領収書（原本）」
- ②「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、ご注意ください。

治療用器具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは支部ホームページまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇当支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた保険証で医療機関を受診することはできませんのでご注意ください。



「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索
→ 手続きナビ → 「様式集」
→ 「短期給付関係の様式」



支部ホームページ「治療をうける際の手続き」へ

・「自費で支払った治療費の請求手続き」
・「療養費等の支給要件と添付書類」をご確認ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

「Ⅲ短期給付等について」をご確認ください。



市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった方へ

医療 担当
☎06-6941-2867

組合員（被扶養者）が、市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった場合は、速やかに当共済組合へ届出をお願いします。医療費助成制度が適用され、医療機関での支払が免除又は軽減されているにも関わらず、その届出がない場合、共済組合が誤った給付を行ってしまう場合があります。また、適用停止となったときに届出がない場合、共済組合から必要な給付を行えない可能性もあります。

適正な医療費の給付のためにご協力をお願いします。

医療費助成制度は市町村によって実施内容が異なりますが、主に以下のような助成制度があります。

障がい者（児）医療費助成、乳幼児（こども）医療費助成、ひとり親家庭医療費助成 等

★届出手続き★

◇「医療費助成制度の適用（適用停止）について（所定様式※）」を下記の書類と合わせてご提出ください。

- 「適用」になったとき・・・市町村が交付する「医療証」の写し
- 「適用停止」になったとき・・・市町村からの適用停止に関する通知文書等の写し

（※）は支部所定の様式です。ダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 手続きナビ → 「様式集」 → 「短期給付関係の様式」



共済おおさか

令和6年4月223号

令和6年度から掛金率が変わります

経理 担当
☎06-6941-2857

令和6年4月からの掛金率は、下表のとおりです。

(単位：千分率)

	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	介護掛金	厚生年金保険料	退職等 年金掛金
対標準報酬月額 及び 対標準期末手当等	48.01 ^{注1}	7.96	91.5 事業主負担分を含めた保険料 183.00の1/2	7.5

注1 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員は、5.00

産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です

経理 担当
☎06-6941-2857

●掛金免除には、産前産後休業・育児休業それぞれについて、共済組合への申出が必要です。

所 属	申出方法
A 府立学校及び 府教育庁	SSCの産前産後休暇願、育児休業承認請求画面の「■共済関係の申出」欄にある、「共済掛金等の免除を申し出ますか」の質問項目において、「はい」にチェックを入れる。 ※紙様式での免除申出書の提出は不要です。
B A以外の所属 ・市町村立の学校園 ・公立大学法人 など	・「産前産後休業掛金免除申出書」「育児休業掛金免除申出書」を共済組合へ提出 ※免除申出書の様式は下記よりダウンロードできます。

●免除対象期間

産前産後休業の場合

出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、産前産後休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの期間は免除対象となります。

※条例等により、出産の日以前56日から産休が付与されている場合でも、免除期間は上記の期間です。

育児休業の場合

月の末日に育児休業を取得している場合、または育児休業を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一で、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合は免除対象となります。

※期末手当においては、支給される月の末日に育児休業を取得している場合でも、育児休業の期間が1か月を超えなければ免除とはなりません。

★免除期間の具体的な事例や、予定日と出産日が異なった場合の事例については、下記ホームページに掲載のPDF「産前産後休業掛金免除の留意点及び免除申出書の記入例」をご覧ください。

様式等のダウンロードはこちらから

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) 検索 → 手続きナビ → 様式集 → 掛金関係の様式



育児休業から復職した方は、申出により復職後の報酬に応じた標準報酬に改定できます

経理 担当
☎06-6941-2857

育休から復職した場合、任意で「育児休業等終了時改定」の申し出をすることにより、復職後の報酬に基づく標準報酬に改定できます。特に、育児短時間勤務や育児部分休業の取得等で復職後の報酬が下がる方は、申出により標準報酬が下がる場合があります。

対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方	
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例) ①4月 1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：支払い基礎日数が17日未満の月は対象より除くため、4月を除いた5～6月の報酬の平均	
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目 (例) 4月中の復職の場合、7月に改定	
所属	A 府立学校及び府教育庁所属	B A 以外の所属
申請方法	SSC入力による申請 (共済互助関係 → 終了時改定の申出)	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出 ※様式はP.14下部よりダウンロードできます。
申請時期	育児休業等終了日の翌日が属する月の翌月末まで(例) 4月中の復職⇒5月末まで ※期限内にSSC入力ができなかった場合は、Bの方法で申出てください。	育児休業等が終了した日から2年間 ※ただし、改定の時期を過ぎて申出があった場合は、掛金等の遡及調整が必要となるため、可能な限りAと同じ期限内に申出てください。

- 標準報酬が改定されると、徴収される掛金の額は下がりますが、各種給付金（育児休業手当金等）の額を算定する基準も下がりますので、ご注意ください。
- 復職後の報酬によっては、申出により標準報酬が上がる場合もあります。詳細は「教職員のための共済のしおり」I 共済制度のあらまし 2 掛金（保険料）と負担金について（8）をご確認ください。

◆ 教職員のための共済のしおり

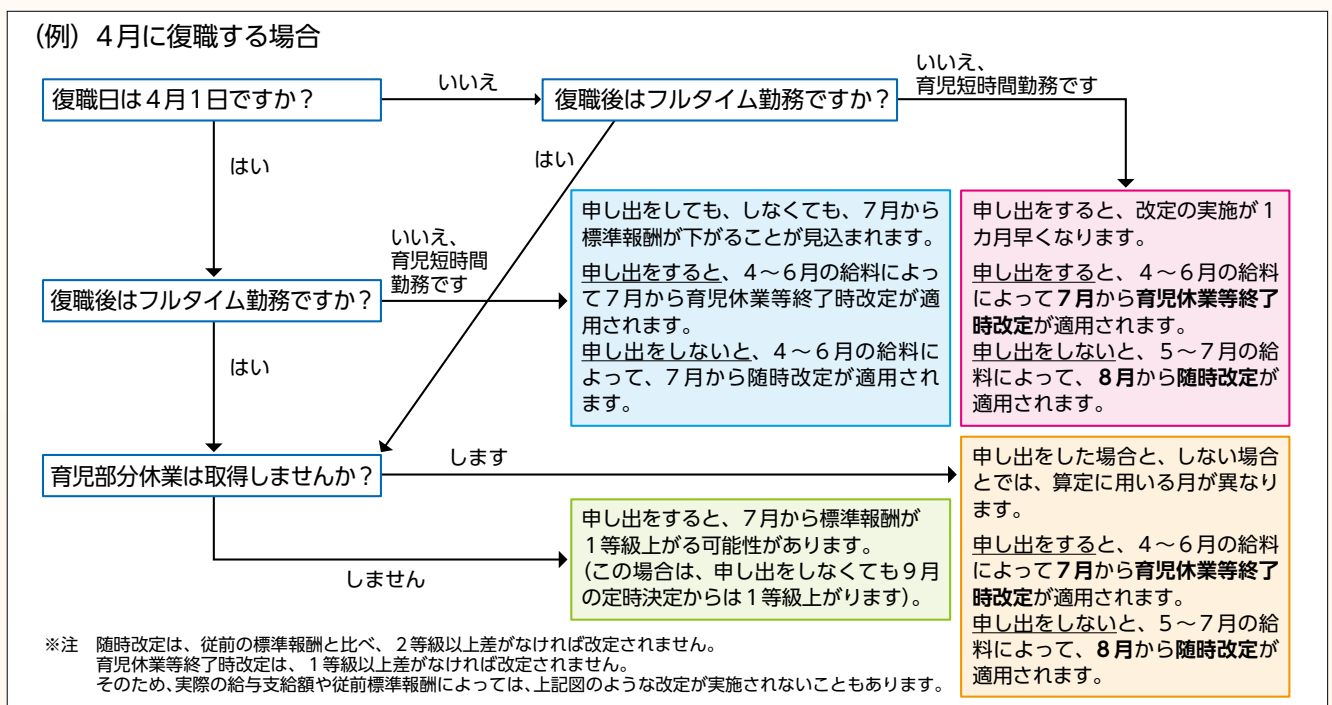


☆年金算定に用いる標準報酬月額3歳未満の養育特例については、「共済おおさか221号（令和5年8月）」P.8をご覧ください。年金担当(06-6941-2864)へお問い合わせください。

Q 育児休業から復職しましたが、育児休業等終了時改定は絶対に申し出ないといけないの？



A 絶対に申し出なければならないわけではありません。下のフローチャートを参考になさってください。



組合員が在職中に初診日のある傷病により、働いたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障害の状態になったときに請求することができる年金です。

平成27年10月以降は、在職中でも受給できます（経過的職域加算部分は除く）。

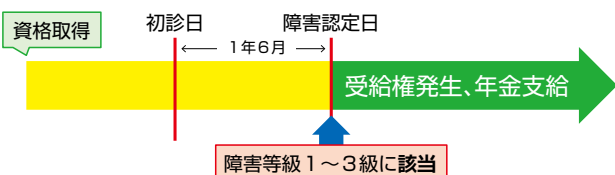
※障害厚生年金の受給にあたり、同一事由の傷病手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

支給要件

次の(1)～(3)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 初診日(※1)において組合員であること
- (2) 保険料納付要件(※2)を満たしていること
- (3) 障害認定日(※3)、又は事後重症認定で、1級～3級の障害等級(※4)に該当する障がい状態にあること

要件に該当しそうな場合は支部に問い合わせね!

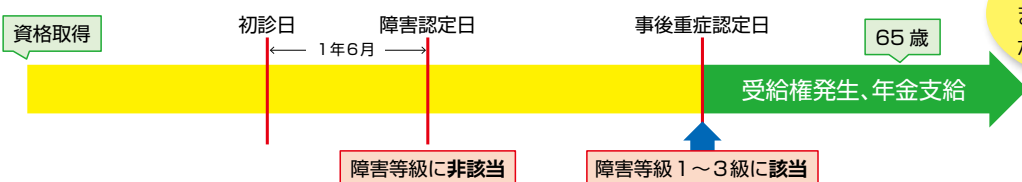


- ※1「初診日」：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日
- ※2 ①又は②の要件が必要です
① 初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること
② 初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
- ※3「障害認定日」：原則、初診日から起算して1年6月を経過した日
>> **特例症例**の場合は以下のとおり
- ※4「障害等級」：厚生年金保険法に定める等級。障害者手帳等の等級とは異なります。

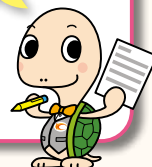
事後重症制度

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあります。

その傷病の障害認定日で障害等級1～3級には該当していなくても、その後、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障がい状態と認定されたときは、障害厚生年金を請求できます。ただし、老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、請求できません。



65歳に達する日までに申請が必要なんだね!



特例症例とは

以下の特例症例に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。ただし、初診日から1年6月経過後の場合は、初診日から1年6月を経過した日が障害認定日となります。

① 上肢・下肢を切断・離断した	⑦ 在宅酸素療法を開始した
② 人工骨頭・人工関節を挿入、置換した	⑧ 脳血管疾患による機能障害となった(※)
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型の除細動器(ICD)又は人工弁を装着した	⑨ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した
④ 人工透析療法を施行した	⑩ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した
⑤-1 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	⑪ 人工血管(ステントグラフト含む)を挿入、置換した(※)
⑤-2 新膀胱を造設した	⑫ 遷延性植物状態であるもの
⑥ 咽頭を全摘出した	

(※) ⑧について：医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

⑪について：胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの



老齢年金の支給停止について

年金 担当
☎06-6941-2864

老齢年金を受給されている方が、再就職や再任用等により厚生年金制度に加入中の場合、賃金等に応じて年金の全額または一部が支給停止になります。

厚生年金制度に加入しない場合は、支給停止にはなりません。

	年金の種類	公務員 厚生年金の加入者 (再任用フルタイム勤務等)	一般・私学 厚生年金の加入者 (短期組合員・民間・私学共済の勤務)
新3階部分 (H27.10月から)	年金払い退職給付	全額停止 (在職中)	全額支給
旧3階部分 (H27.9月まで)	退職共済年金 (経過的職域加算額)	全額停止 (在職中)	全額支給
2階部分	老齢厚生(退職共済) 年金 (報酬比例部分)	就職先の標準報酬月額と過去1年間のボーナス額の1/12と老齢厚生年金の月額合計が50万円※を超えた場合、超えた額の1/2の額が年金から支給停止 (下記、計算方法参照)	
1階部分	老齢基礎年金	全額支給 (支給調整はありません。)	

支給停止額の計算方法

$$\left\{ \text{標準報酬月額} + \text{過去1年のボーナス} \frac{1}{12} + \text{老齢厚生年金の月額} \right\} - \text{50万円} \times \frac{1}{2} = \text{支給停止額 (月額)}$$

※50万円 (支給停止調整額) は、令和6年度の額です (令和5年度は 48万円)。賃金や物価の変動により、改定することがあります。

詳細はこちらから [HP](#) [公立学校共済組合 大阪支部](#) [検索](#)

→ 「刊行物」 → 「教職員のための共済のしおり」
→ VII 長期給付事業について 5 年金支給関係等



→ 厚生サービスを利用する → 令和5年度「退職準備のための共済制度・手続きガイドブック」の配布について → 5. 公的年金 (P43)



九州の海の幸と山の幸を 贅沢にご堪能ください



お品書き：国産牛ヒレ肉の陶板焼き、九州産鮮魚の刺身、天婦羅、茶碗蒸し、小鉢料理他、全9品のご夕食 ※食材は時季により変わります。

牛肉陶板 ぎゅうにくとうばんやき 焼き御膳 宿泊プラン

プラン内容

1泊
2食 12,600円一般料金

組合員料金 シングル1名利用

12,000円〜

【2024年3月現在の料金です】

表示料金は組合員限定シングル1名利用1泊2食付き宿泊プラン。ご宿泊の際は別途宿泊料補助券等がご使用可能ですのでお気軽にご相談ください。

※ 部屋タイプにより料金が異なります。詳しくは予約係まで
※ 特別日はプラン料金が異なることもございます。



公式HP



公式Instagram

小倉リーセントホテル TEL-093-581-5673

福岡県北九州市小倉北区大門1丁目1-17



共済おおさか

令和6年4月223号

特定健診の「受診券」を7月または10月頃にお送りします！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

健診を受ける機会のない被扶養者の方には…

被扶養者の方※が特定健康診査を無料で受診できる「受診券」を7月または10月頃に配付します。詳細は支部ホームページをご覧ください。

- ※ 当該年度4月1日時点で資格があり、年度末年齢40歳以上75歳未満の方が対象となります。
- ※ 当支部の配偶者健診と特定健診は、二重受診できませんので、いずれか片方のみをご受診ください。



HP → 手続きナビ → 特定健康診査・特定保健指導の手続き



組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

公立学校共済組合の組合員とその被扶養者の皆様のためのサービスです。お気軽にご利用ください。相談料は無料です。

令和5年12月から
LINEによる
メンタルヘルス相談を
開始しました



相談はこちら
毎週土・日・月
(18:00 ~ 22:00)



健康相談事業（公立学校共済組合本部事業）については、以下のいずれかからご覧ください。

- ① 「共済おおさか 令和6年4月号（223号）」冊子（所属所回覧用）
- ② 公立学校共済組合ホームページ
トップページ → 組合員専用ページ（ログイン）
→ 「健康相談事業のご案内」



レストランカステロ 大阪支部組合員限定プラン

※4月30日までは春のメニュー内容となります

夏メニュー期間 2024年5月1日～8月31日



アンガスステーキ食べ放題と和洋メニュープラン

- ・お通し(和/洋)
- ・鮮魚の和風カルパッチョ
- ・カクテルサラダ
- ・プレーンオムレツ
- ・天ぷら盛り合せ
- ・特製焼きカレー
- ・ソルベ
- ★ステーキ食べ放題(90分)

★食べ放題…アンガスビーフステーキ・チキンステーキ・ポークソーセージ

※お席の時間 2時間 ※ステーキ食べ放題 90分(ラストオーダーは10分前)

飲み放題
90分付

ビール、ワイン(赤・白)、ウイスキー、ハイボール
焼酎(芋・麦)、ウヰッカ、カシス、
オレンジジュース、ウーロン茶、コーヒー、紅茶



ご予約制 3日前までに **ディナー** 時間 17:00～20:00

[2名様～]お一人様 5,500円 → **会食利用補助** ご利用で **3,500円**

※利用方法を必ずご確認ください

レストランカステロ

ご予約
お問合せ

TEL 06-6772-5511

電話受付 11:00～16:00
※月曜定休(祝日の場合営業し翌日休)

ホテルアウイーナ大阪1F

※写真は全てイメージです ※料金は全て税込みです ※ホテル駐車場あり 3,000円以上ご利用で2時間無料

少人数で叶える家族挙式プラン

結婚式場利用補助
ご利用頂けます

Bonheur ボヌール

ごく身近な方々と心温まるおふたりらしい結婚式を叶えます



10名様 450,000円 1名様追加料金 15,000円

適用期間 通年 | 適応人数 10名様より

【プラン内容】

- 挙式料(キリスト式/人前式/神前式)
- 和洋折衷婚礼料理
- フリードリンク
- 会場使用料
- 控室料
- 衣装(新郎新婦各1点)
- 新婦美容着付
- 新郎着付
- 花嫁アテンダント
- スタジオ写真(1ポーズ)

【特典】お色直しに嬉しい特典 追加衣装(新郎新婦) 50%OFF

※写真は全てイメージです ※料金は税金・サービス料込みです



婚礼お問い合わせ
(10:00～18:00) TEL 06-6772-1445

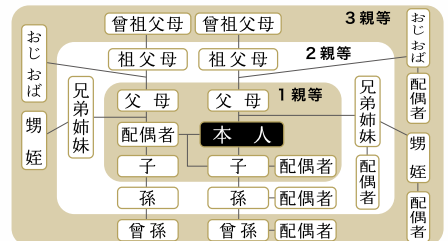
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
【アクセス】近鉄「大阪上本町」駅14番出口より南へ約300m(徒歩約3分)
大阪メトロ「谷町九丁目」駅より東南へ約800m(徒歩約10分)

公式サイト awina-osaka.com SNS

公立学校共済組合大阪支部所属の現職組合員は補助が利用できます

会食利用補助

- 対象/ 組合員 および 3親等以内の親族
(組合員又は被扶養者を必ず伴う会食)
- 補助額/ 1人 5,000円(税込)以上の会食利用の場合、1人につき 2,000円
- 補助回数/ 1年度内で組合員1人につき12人分補助
(補助券は組合員1人につき、12枚まで出力可能)
- 利用方法/ 支部ホームページの組合員専用ページより、
(事前) 組合員自身で利用者分の補助券を印刷し、必要事項を記入
(当日) フロントへ組合員証、被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出
(レストラン利用の場合はレストランへ)



結婚式場利用補助(挙式者に対する補助)

- 対象/ 組合員 または そのお子様
- 補助額/ 挙式・披露宴総額(税込)の20%
(1,000円未満は四捨五入)、上限20万円を補助
※新郎新婦共に対象の場合は上限40万円
- 贈呈品/ 食事付宿泊券3万円(5,000円券×6枚)
※新郎新婦共に対象の場合は6万円

※任意継続組合員は対象外
※組合員証を他人に貸す等不正使用を固く禁じます



共済おおさか

令和6年4月223号

『花のいえ』 宿泊室料改定のお知らせ

当館では、これまで経費節減等の努力により宿泊室料を維持してまいりましたが、昨今の諸物価・光熱水費等の高騰により経営環境は厳しく、このたび宿泊室料を4月1日より改定させていただいております。

ご利用者様へご負担をお願いいたしますことは誠に心苦しい限りではございますが、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。なお、この件につきましては『花のいえ』のホームページでもご案内しております。

⇒ 組合員およびご家族の方：726円 引き上げ（税込）／ 一般の方：968円 引き上げ（税込）



旅ニャン

大阪支部の利用補助制度（補助額・回数・申請方法等）が、昨年の10月1日から変わってるニャン！
「共済組合員証」の提示だけでは補助を受けられなくなっているから注意してほしいニャン。
大阪支部のホームページをチェック＋利用前に補助券の準備万全＝チェックインがスムーズニャン♪

お泊まりで補助を受ける

☆☆ 宿泊プラン 春の華やぎプラン ☆☆

お一人様・1泊2食付

宿泊利用補助対象

会食利用補助対象

18,600円 <税込・宿泊税別途>

土曜日・祝前日は、1,210円増しになります。

令和6年5月31日まで

◆夕食は、春に味わいたい食材を盛り込んだ「春の会席コース」をご用意いたします。

※お二人様以上でご予約をお願いいたします。
※6/17-20・8/26-28は休館を予定しています。



▲ 春の会席コース



▲ 四方を庭で囲まれた朝食堂

【フロントでよくある質問】

Q. 共済本部実施のポイントカードが終了したけど、替わりの何かないの？
A. あります。「花のいえ」独自のスタンプカードにはなりますが、実施しています。チェックアウト時に発行しますので、ぜひ受け取ってください！

ランチで補助を受ける

会食利用補助対象

☆☆ 昼食限定メニュー 春の花会席 ☆☆

お一人様 5,900円 <税込>

【利用時間】 11時30分～15時（最終入店：13時）

令和6年5月31日まで

◆6月1日からは、夏の御献立の「夏の花会席」になります。

◆館内の大浴場「木の湯」「石の湯」にご入浴いただけます。（フェイスタオル付き）

※お二人様以上でご予約をお願いいたします。
※6/17-20・8/26-28は休館を予定しています。

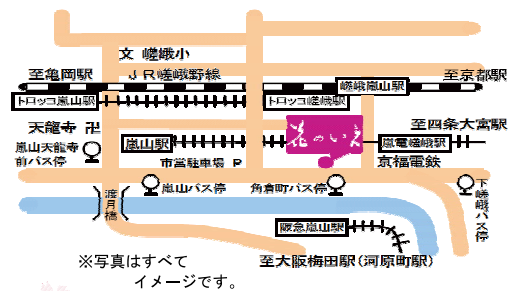


▲ 春の花会席

■大阪支部組合員ご本人様の場合■

宿泊&会食利用補助額をお引きして・・・

~~18,600円~~ ⇒ 13,600円



※写真はすべてイメージです。

■大阪支部組合員ご本人様の場合■

会食利用補助額をお引きして・・・

~~5,900円~~ ⇒ 3,900円

〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9番地

TEL: 075-861-1545 (受付時間: 午前9時～午後9時)

- ・阪急「嵐山」から徒歩12分
- ・JR「嵯峨嵐山」から徒歩7分
- ・京福「嵐電嵯峨」から徒歩5分
- ・京都バス「角倉町」下車すぐ

京都嵐山
花のいえ

